

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十九年十二月十五日から同月二十八日までの間縦覧に供します。

平成二十九年十二月十五日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中田 真之	桜井市大字穴師二二一番地の一	橿原市山本町七番一ほか一〇筆
益田 吉仁	五條市滝町三五九番地	五條市南阿田町二二九番ほか一三筆

二 申請年月日

平成二十九年十二月五日